

委員長談話

徳島県人事委員会委員長 祖川 康子

本日、本委員会は、県議会及び知事に対し、職員の給与に関する勧告等を行いました。今月6日には特別給について勧告等を行いました。今回は月例給についてのものとなります。

まず、2段階での実施となった職種別民間給与実態調査の後半部分である月例給の調査の結果、職員給与と民間給与との較差が極めて小さく、本年は月例給の改定を行わないことが適当であると判断しました。月例給の改定を行わないのは、平成25年以来7年ぶりのこととなります。

また、公務員獣医師の安定確保を図るため、新たに「特定獣医師職給料表」を創設し、現在、医療職給料表（二）が適用されている保健所等に勤務する獣医師に適用することとしました。

人事委員会の給与勧告制度は、公務員が労働基本権を制約されていることの代償措置として、民間の給与水準や国家公務員の給与制度等との均衡の下、社会情勢に適応した職員の適正な処遇を確保しようとするものです。

職員各位におかれては、全体の奉仕者としての立場と職責を自覚し、高い倫理感と使命感を持って行動するとともに、激変する社会経済情勢や多様化する県民ニーズに的確に対応し、県民福祉のより一層の向上を図るため、全力を挙げてその職責を果たされますよう要望いたします。

県民各位におかれましては、職員が行政の各分野において、県民福祉の向上に真摯に取り組んでいる実情について、深い御理解を頂きますようお願いいたします。

令和2年11月16日